

## 法律事務所の届け出について

事務所の形態について、あてはまるものにを入れてご提出ください。また、法律事務所を構成する者でない第三者と共同で利用されるスペースを有している、いわゆる「コワーキングスペース」や「シェアオフィス」、「レンタルオフィス」等を法律事務所として登録する場合、1.以下の事項をご確認のうえ、あてはまるものにを入れてご提出ください。会で確認のうえ、後日連絡させていただく場合があります。また、届け出内容について、日弁連へ情報提供する場合がありますのでご承知おきください。

### 【事務所の形態について】

レンタルオフィス等でない。(1.以下についての回答は不要です。)

レンタルオフィス等である。(1.以下についてあてはまるものにを入れてください。)

#### 1.法律事務所が常時存在すること

当該場所を法律事務所として登録中は、当該場所に、特定の執務室を有する法律事務所(執務室)が存在する。

#### 2.執務室について(あてはまるほうにを入れてください。)

執務室は、施錠して管理することができる個室である。(4~6について回答してください。)

執務室は個室ではない。(3~6について回答してください。)

#### 3.記録の保管の安全性について

事件記録等の保管場所は、

執務室内に保管する。

執務室外に保管する。

→その保管場所・事情・安全性について記載してください。

( )

#### 4.個人情報管理・プライバシー保護について

執務室や打合せ室での電話や会話等が、レンタルオフィスを利用する他の利用者に聞こえない。

#### 5.電話・ファクシミリについて

事務所用に独立した番号であり、法律事務所として連絡を受けられるものである。

#### 6.郵便物について(あてはまるほうにを入れてください。)

独立した郵便受けがあり、法律事務所名の表示もでき、管轄郵便局が投函できるものである。

独立した郵便受けはないが、秘密保持について下記の配慮をしている。

(配慮の具体的内容： )

上記のとおり届け出ます。

神奈川県弁護士会会長 殿

年 月 日

登録番号

### 《参考》

#### ○弁護士法抜粋

(法律事務所の届出義務)

第二十一条 弁護士が法律事務所を設け、又はこれを移転したときは、直ちに、所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

(会則を守る義務)

第二十二条 弁護士は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会則を守らなければならない。

(秘密保持の権利及び義務)

第二十三条 弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

#### ○弁護士職務基本規程抜粋

(事件記録の保管等)

第十八条 弁護士は、事件記録を保管又は廃棄するに際しては、秘密及びプライバシーに関する情報が漏れないように注意しなければならない。

(秘密の保持)

第二十三条 弁護士は、正当な理由なく、依頼者について職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

2021/5/18 版

氏名 \_\_\_\_\_ 印